

あいちトリエンナーレ名古屋市あり方・負担金検証委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 あいちトリエンナーレ2019について、あいちトリエンナーレ実行委員会事務局から提出される事業及び会計報告を精査し、名古屋市が負担することが適切な費用の範囲について検討するとともに、次年度以降の名古屋市のあいちトリエンナーレへの関わり方等について検討するため、あいちトリエンナーレ名古屋市あり方・負担金検証委員会（以下、検証委員会）を設置する。

(役割)

第2条 検証委員会では、次の各号に掲げる事項について意見を聴取する。

- (1) 公共事業としての芸術祭のあり方
- (2) 本市の負担金支払いに関する法的課題
- (3) 本市が負担することが適切な費用の範囲
- (4) 次年度以降の関わり方
- (5) その他、文化芸術事業と本市の関わり方に関すること

(組織)

第3条 検証委員会は、市長が定める委員により構成する。

- 2 検証委員会の座長は、市長が決定する。
- 3 座長は、検証委員会の議事を進行する。

(会議)

第4条 検証委員会の会議は、市長が招集する。

- 2 会議は原則として公開する。ただし、座長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(守秘義務)

第5条 委員は、この会議を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。委嘱期間経過後も同様とする。

(謝金)

第6条 会議への出席1回につき12,600円の謝金を支給することができる。

(庶務)

第7条 検証委員会の庶務は、観光文化交流局文化歴史まちづくり部文化振興室において行う。

(その他)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、観光文化交流局長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年12月9日から施行する。
- 2 この要綱は、令和2年3月31日限り、その効力を失う。